

入 札 説 明 書

令和 7 年 6 月 13 日に公告した令和 7 年度岡山県議会広報紙配布業務（新聞折込等）に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 3 に掲げる者に対して、仕様書に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

（1）業 務 名

令和 7 年度岡山県議会広報紙配布業務（新聞折込等）
（公告番号 岡議政第 23 号）

（2）業務内容

岡山県議会広報紙配布業務（新聞折込等）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

令和 7 年 7 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（4）履行場所

岡山県議会事務局政務調査室の指定する場所

2 入札に参加できる者の資格

公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- （1）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- （2）入札参加資格者名簿の役務の提供に係る業務種目の大分類が「5 企画・製作」、小分類が「5 広告・広報」に登載されていること。
- （3）入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （4）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 3 3 2 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- （5）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等
岡山県議会事務局政務調査室
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電 話 086-226-7554
FAX 086-224-5866
- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。
- 5 入札参加手続等
- (1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書の配布及び方法
- ア 配布期間 令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）
まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、下記の岡山県議会ホームページ（入札情報）からダウンロードできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/gikai/>
- (2) 仕様等に対する質問の受付
- ア 受付期間 令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）
まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 受付方法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第1号）」により
FAXすること。
- ウ 宛 先 岡山県議会事務局政務調査室
FAX 086-224-5866
FAX送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを
確認すること。
確認用電話番号（086）226-7554
- エ 回答方法
岡山県議会事務局ホームページに回答を掲載する。ただし、本入札
に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切
なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前

記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は、回答方法を変更する場合がある。

オ 入札実施後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は「一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第2号）」を提出しなければならない。

ア 提出期間 令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(4) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書を提出した者について、上記2（1）から（3）まで及び（5）から（7）までの事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

アに規定する事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。

ウ 入札参加資格要件不適合の理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記エの宛先にFAXにより入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

エ 宛 先 岡山県議会事務局政務調査室
FAX 086-224-5866

6 入札

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札日時 令和7年7月4日（金）午後1時30分

(2) 入札場所 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県議会事務局 第一特別委員会室

(3) 提出方法 持参（郵便、FAXその他の方法による提出は認めない。）

(4) 入札方法

ア 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を

有する者からの委任状を持参し提出すること。

イ 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

エ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

7 入札保証金

見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)第 133 条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記 2 の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 上記 5 (4) イに規定する事後審査において入札参加資格要件に不適合と認められた者のした入札
- (4) その他岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限

の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第1順位落札候補者とする。

- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ第1順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札決定は、上記5(4)イの事後審査が完了した後に行う。

10 契約書作成の要否 要

11 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

12 その他

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。